

社債等振替制度に係る手数料に関する規則

制定 平成 20 年 12 月 8 日
改正 平成 21 年 3 月 31 日
改正 平成 21 年 9 月 24 日
改正 平成 22 年 6 月 24 日
改正 平成 24 年 7 月 13 日
改正 平成 25 年 1 月 8 日
改正 平成 25 年 10 月 31 日
改正 平成 26 年 6 月 1 日
改正 平成 27 年 9 月 9 日
改正 令和 3 年 2 月 26 日

(目的)

第 1 条 この規則は、社債等に関する業務規程（以下「規程」という。）第 59 条の規定に基づき、発行者、発行代理人及び支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社、受託会社、機構加入者、間接口座管理機関並びに規程第 70 条に規定する利害関係人（以下「徴収対象者」という。）が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この規則において、規程又は社債等に関する業務規程施行規則の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。

(手数料)

第 3 条 徴収対象者は、別表に定める手数料（別表に定める手数料項目ごとに算出された金額の合計額をいう。）を機構が別に定めるところにより、機構に納入しなければならない。この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。

(納入時期)

第 4 条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 発行者、発行代理人及び支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社、受託会社、機構加入者並びに間接口座管理機関
当月分について翌月の最終営業日まで

(2) 規程第 70 条に規定する利害関係人
機構が別に指定する日まで

(遅延損害金)

第 5 条 機構は、徴収対象者が前条に規定する納入時期までに手数料を納入しなかった場合には、未納入金額 100 円につき 1 日 4 銭の割合による遅延損害金を当該徴収対象者から徴収することができる。

附 則

この規則は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日通知）

この改正規定は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 24 日通知）

この改正規定は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 24 日通知）

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 13 日通知）

この改正規定は、平成 24 年 7 月 13 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 8 日通知）

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日通知）

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により社債等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成 26 年 1 月 7 日以後の機構が定める日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 1 日通知）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の社債等振替制度に係る手数料に関する規則は平成 26 年 7 月分の手数料の算出から適用し、同年 6 月以前分の手数料の算出については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 9 月 9 日通知）

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日通知）

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料表

I. 短期社債等

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	(1) 新たに機構加入者となる場合 ただし、同一の口座名称の区分口座を2口座以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、当該2口座以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を20万円に加算した金額とする。 20万円
			(2) 区分口座を開設する場合（(1)に該当する場合を除く。） 1口座につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、開設する区分口座1口座につき5万円で計算した金額から5万円を控除した金額とする。
システム接続準備手数料	発行者	発行者登録に係る処理	5万円
	発行代理人又は支払代理人としての指定を受けた者 ただし、発行代理人又は支払代理人として既に指定を受けている者を除く。	システム接続開始に係る処理	5万円
端末接続料	統合Web端末の全利用者（資金決済会社を除く。）	継続的な端末接続によるシステム資源利用	業務利用者ユーザID数が1以上5以下の部分 1社につき 月額1万円
			業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき 月額1千円
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承認処理	承認1件につき 5万円

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率
新規記録手数料 (総発行残高管理手数料)	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘柄情報管理及び残高管理	引受ごとの引受金額（銘柄ごと）について (年換算) 1円につき 万分の0.19円 上記の年換算の徴収料率を適用した額に発行期間（発行日を含み、償還日を除く。）を乗じて365で除した額を月額とする。 ただし、上記の月額が10万円を超える場合には、10万円とする。
振替手数料	新規記録に係る発行者及び買方機構加入者	振替口座簿の記録内容の増額処理	DVP決済の場合 1件につき 100円
			非DVP決済の場合 1件につき 50円
	振替に係る渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容の異動処理	DVP決済の場合 1件につき 100円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき50円とする。
			非DVP決済の場合 1件につき 50円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき25円とする。
	抹消に係る発行者及び抹消申請機構加入者	振替口座簿の記録内容の減額処理	DVP決済の場合 1件につき 100円
			非DVP決済の場合 1件につき 50円
買入消却手数料	買入消却申請機構加入者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	1件につき 50円

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	機構加入者ごとの月中平均口座残高について (年換算) 1円につき 万分の0.065円 上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて365で除した額を月額とする。

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付又は振替口座簿記録事項に係る情報の提供を受けた機構加入者	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付又は振替口座簿記録事項に係る情報の提供	Target 保振サイトによる提供の場合 請求 1件につき 500円 ただし、CSVファイルによる提供を併せて行う場合には、請求1件につき500円を加算する。
			書面による交付の場合 証明書 1通につき 500円 ただし、1通の証明書に添付される帳票の枚数が10枚を超える場合には、500円に当該帳票の枚数が10枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。 また、送付1件につき、1,000円を加算する。
	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	証明書 1通につき 500円 ただし、1通の証明書に添付される帳票の枚数が10枚を超える場合には、500円に当該帳票の枚数が10枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。
社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書交付手数料	社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の作成・交付	1通につき 500円 ただし、1通の証明書に添付される帳票の枚数が10枚を超える場合には、500円に当該帳票の枚数が10枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付1件につき、420円を加算する。
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照会を行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1件につき 100円
ダウンロード手数料	統合Web端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理データ又は銘柄情報提供データのダウンロードを行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1件につき 100円

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
決済未了処理手数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者及び発行代理人	決済未了時の処理	非DVP決済の場合 1件につき 50円
			DVP決済の場合 1件につき 200円
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該決済に係る買方機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合 1件につき 50円
			DVP決済の場合 1件につき 200円
振替口に記録した銘柄の振替が未了となった場合における当該決済に係る受方機構加入者	決済未了時の処理	1件につき 200円	
償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった	償還口の記録した銘柄の抹消が未了となった	決済未了時の処理	DVP決済の場合 1件につき 200円

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率	
	た場合における当該銘柄の発行者及び支払代理人		非DVP決済の場合	1件につき 50円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消申請機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1件につき 50円

- (注) 1. 端末接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
2. 発行者が発行代理人又は支払代理人を選任している場合、機構は新規記録手数料（総発行残高管理手数料）及び振替手数料を発行者の発行代理人又は支払代理人を通じて請求し、当該発行代理人又は支払代理人より納入を受けるものとする。
3. 口座残高管理手数料の算出に用いる月中平均口座残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの金額の合計額を当該月の営業日数で除した額をいう。
4. 振替口座簿記録事項証明書については、同一日に同一の種類（内訳を含む。）の交付請求を行ったものを1通（Target 保振サイトによる提供は1件）とする。

II. 一般債

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	(1) 新たに機構加入者となる場合 ただし、同一の口座名称の区分口座を2組以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、当該2組以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を20万円に加算した金額とするものとし、この場合には、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び信託口(5)(以下「保有口における各信託口」という。)は同一の口座名称とみなして取り扱う。 20万円
			(2) 区分口座を開設する場合(1)に該当する場合を除く。 1組につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、開設する区分口座1組につき5万円で計算した金額から5万円を控除した金額とするものとし、この場合には、保有口における各信託口は同一の口座名称とみなして取り扱う。
システム接続準備手数料	発行代理人及び支払代理人としての指定を受けた者	システム接続開始に係る処理	5万円
端末接続料	統合Web端末の全利用者(資金決済会社を除く。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	業務利用者ユーザID数が1以上5以下の部分 1社につき 月額1万円
			業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき 月額1千円
間接口座管理機関連額負担金	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承認処理	承認1件につき 5万円

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
新規記録手数料 (総発行残高管理手数料)	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘柄情報管理、残高管理及び支払代理人への元利払情報の通知	銘柄ごとの発行総額について
			(1) 1億円以下の部分 1円につき 万分の0.95円
			(2) 1億円超5億円以下の部分 (1)の料率の80%
			(3) 5億円超10億円以下の部分 (1)の料率の60%
			(4) 10億円超50億円以下の部分 (1)の料率の40%
			(5) 50億円超100億円以下の部分 (1)の料率の20%
			(6) 100億円超500億円以下の部分 (1)の料率の10%
			(7) 500億円超1000億円以下の部分 (1)の料率の5%
			(8) 1000億円超の部分 (1)の料率の2.5%
振替手数料	振替に係る渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容の異動処理	DVP決済の場合 1件につき 100円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき50円とする。
			非DVP決済の場合 1件につき 50円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき25円とする。
買入消却手数料	買入消却申請機構加入者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	1件につき 50円
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	機構加入者ごとの月中平均口座残高について (1) 5000億円以下の部分 1円につき (年換算) 万分の

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
			0.065 円
		(2) 5000 億円超 1 兆円以下の部分	(1) の料率の 60%
		(3) 1 兆円超 5 兆円以下の部分	(1) の料率の 40%
		(4) 5 兆円超 10 兆円以下の部分	(1) の料率の 20%
		(5) 10 兆円超 20 兆円以下の部分	(1) の料率の 10%
		(6) 20 兆円超 30 兆円以下の部分	(1) の料率の 5%
		(7) 30 兆円超の部分	(1) の料率の 2.5%
		上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて 365 で除した額を月額とする。 ただし、上記の金額が 10 万円に満たない場合の月額は 10 万円とする。	

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率	
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付又は振替口座簿記録事項に係る情報の提供を受けた機構加入者	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付又は振替口座簿記録事項に係る情報の提供	Target 保振サイトによる提供の場合	請求 1 件につき 500 円 ただし、CSV ファイルによる提供を併せて行う場合には、請求 1 件につき 500 円を加算する。
			書面による交付の場合	証明書 1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、送付 1 件につき、1,000 円を加算する。
	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	証明書 1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。	
元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の交付を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。	
元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル提供手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円	
社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書交付手数料	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。	
同意書に基づく証明書交付手数料	同意書に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	同意書に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。	
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円	
ダウンロード手	統合 Web 端末を利用して口座処理明細デ	データのダウンロード	1 件につき 100 円	

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
数料	ータ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	処理	

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率	
決済未了処理手数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者の発行代理人	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1件につき 50円
			DVP決済の場合	1件につき 200円
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該決済に係る買方機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1件につき 50円
				1件につき 200円
	振替口に記録した銘柄の振替が未了となった場合における当該決済に係る受方機構加入者	決済未了時の処理		1件につき 200円
				1件につき 200円
償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該銘柄の発行者の支払代理人	決済未了時の処理	DVP決済の場合	1件につき 200円	
		非DVP決済の場合	1件につき 50円	
償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消申請機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1件につき 50円	

- (注) 1. 口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、開設する区分口座が信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び顧客口以外のものである場合には、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座をいい、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)又は顧客口である場合には、一の区分口座をいう。また、組数は、開設する区分口座が信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び顧客口以外のものである場合には、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座を同時に開設するとき又はその一方の口座を開設するとき(他方の口座が開設済みであるときを除く。)に、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)又は顧客口である場合には、一の区分口座を開設するときに、組の開設があったものとして計算する。
2. 端末接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
3. 各社債の金額が円以外の通貨で表示されている場合には、新規記録手数料(総発行残高管理手数料)の算出に用いる発行総額は、払込日の属する月の前月の15日(当該日に東京外国為替市場が開かれていない場合には、当該日の直前の東京外国為替市場が開かれた日)現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値(これによることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場)により円に換算した金額とする。
4. 特例一般債については新規記録手数料(総発行残高管理手数料)を納入することを要しない。
5. 新規記録手数料(総発行残高管理手数料)の請求・納入方法については、機構は発行者の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとする。
6. 口座残高管理手数料の算出に用いる月中平均口座残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの金額(定時償還銘柄である場合には実質金額)の合計額を当該月の営業日数で除した額をいう。この場合において、機構非関与銘柄については、振替口座簿に記録された銘柄ごとの金額(定時償還銘柄である場合には実質金額)に80%を乗じて得た金額に基づいて計算するものとし、実質記番号管理銘柄については、計算対象に含めないものとする。
7. 口座残高管理手数料については、表の徴収料率中のただし書きの適用により月額が10万円とされる機構加入者が当該月に口座を開設又は廃止した者である場合には、10万円に口座を開設していた営業日数を乗じ、当該月の営業日数で除した額とする。
8. 各社債の金額が円以外の通貨で表示されている場合には、口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高は、各前月の15日(当該日に東京外国為替市場が開かれていない場合には、当該日の直前の東京外国為替市場が開かれた日)現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値(これによることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場)により円に換算した金額とする。
9. 振替口座簿記録事項証明書については、同一日に同一の種類(内訳を含む。)の交付請求を行ったものを1通(Target保振サイトによる提供は1件)とする。

Ⅲ. 短期社債等・一般債共通

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率		
システム接続準備手数料	資金決済会社としての登録を受けた者（社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行う場合に限る。） ただし、既に発行者、発行代理人、支払代理人又は機構加入者として社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行うための手続を行っている場合を除く。	システム接続開始に係る処理	5万円		
端末接続料	統合Web端末を利用する資金決済会社	継続的な端末接続によるシステム資源利用	業務利用者ユーザID数が1以上5以下	1社につき	月額1万円
			業務利用者ユーザID数が5超の部分	1ユーザIDにつき	月額1千円
資金決済情報配信手数料	社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行う資金決済会社	継続的な資金決済情報の配信処理	月額1万円		

- (注) 1. 端末接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
2. 資金決済情報配信手数料については、表の徴収料率に定める金額に当該月の利用営業日数（資金決済情報の配信を受ける日数をいう。）を乗じて、当該月の営業日数で除した額とする。

IV. 投資信託受益権

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	(1) 新たに機構加入者となる場合 ただし、同一の口座名称の区分口座を2口座以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、当該2口座以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を20万円に加算した金額とする。 20万円
			(2) 区分口座を開設する場合（(1)に該当する場合を除く。） 1口座につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、開設する区分口座1口座につき5万円で計算した金額から5万円を控除した金額とする。
システム接続準備手数料	発行者	システム接続開始に係る処理	5万円
	受託会社としてシステム接続する者	システム接続開始に係る処理	5万円
	日銀ネット資金決済会社としてシステム接続する者 ただし、既に機構加入者として制度に参加している者又は受託会社としてシステム接続している者を除く。	システム接続開始に係る処理	5万円
システム接続料	統合Web端末の全利用者（発行者、機構加入者、受託会社及び日銀ネット資金決済会社）	継続的な端末接続によるシステム資源利用	業務利用者ユーザID数が1以上5以下の部分 1社につき 月額1万円
			業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき 月額1千円
	ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続の全利用者（発行者、機構加入者、受託会社及び日銀ネット資金決済会社）	継続的なコンピュータ・システムの接続によるシステム資源利用	1社につき 月額1万円
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承認処理	承認1件につき 5万円

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
新規記録手数料 (総発行残高管理手数料)	発行者	発行から償還までの発行残高管理	銘柄ごとの月中平均総発行残高について (年換算)
			(1)10億円以下の部分 1円につき 万分の 0.19円
			(2)10億円超50億円以下の部分 (1)の料率の 80%
			(3)50億円超100億円以下の部分 (1)の料率の 60%
			(4)100億円超500億円以下の部分 (1)の料率の 40%
			(5)500億円超1000億円以下の部分 (1)の料率の 20%
			(6)1000億円超5000億円以下の部分 (1)の料率の 10%
			(7)5000億円超1兆円以下の部分 (1)の料率の 5%
			(8)1兆円超の部分 (1)の料率の 2.5%

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
			上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて 365 で除した額を月額とする。
I S I Nコード付番手数料 (証券コード協議会への支払分)	発行者	証券コード協議会による I S I Nコード付番処理に対する支払分	1 銘柄につき 400 円
I S I Nコード管理手数料 (証券コード協議会への支払分)	発行者	証券コード協議会による I S I Nコード管理に対する支払分	証券コード協議会への支払分のうち固定料金部分 14 万円につき、発行者ごとに毎月の最終営業日終了時における取扱銘柄数で按分した金額とする。 月額 14 万円×発行者ごとの取扱銘柄数/機構取扱銘柄数合計
銘柄情報公示手数料	発行者	銘柄内容の提供に係る処理	不特定多数に内容の提供をする場合 1 銘柄につき 200 円
			加入者（銘柄の受益者）に限定して内容の提供をする場合 1 銘柄につき 1,900 円
振替手数料	渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容の異動処理	(1) 異なる機構加入者の区分口座間の振替の場合 1 件につき 渡方 50 円 受方 50 円
			(2) 販社外振替情報管理機能を利用する振替の場合 1 件につき 渡方 300 円 受方 300 円
			(3) 同一機構加入者の区分口座間の振替の場合 1 件につき 渡方 5 円 受方 5 円
振替（移管）手数料	渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替（移管）処理に係る、振替口座簿の記録内容の異動処理及び通知の配信	1 件につき 渡方 150 円 受方 150 円
移管連絡手数料	同一の機構加入者を上位口座管理機関とする間接口座管理機関間における移管連絡申請を機構に対して送信した機構加入者	移管連絡に係る通知の配信	1 件につき 150 円
設定連絡手数料	発行者及び受託会社	発行に関する情報の送受信	1 件につき 発行者 5 円 受託会社 5 円
解約連絡手数料	発行者及び受託会社	抹消（解約）に関する情報の送受信	1 件につき 発行者 5 円 受託会社 5 円
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	機構加入者ごとの月中平均口座残高について (年換算) (1)500 億円以下の部分 1 円につき 万分の 0.065 円 (2)500 億円超 1000 億円以下の部分 (1)の料率の 80% (3)1000 億円超 3000 億円以下の部分 (1)の料率の 60% (4)3000 億円超 1 兆円以下の部分 (1)の料率の 40% (5)1 兆円超 3 兆円以下の部分 (1)の料率の 20% (6)3 兆円超 6 兆円以下の部分 (1)の料率の 10% (7)6 兆円超 10 兆円以下の部分 (1)の料率の 5% (8)10 兆円超の部分 (1)の料率の 2.5%

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
			上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて365で除した額を月額とする。 ただし、上記の金額が2万円に満たない場合の月額は2万円とする。

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付又は振替口座簿記録事項に係る情報の提供を受けた機構加入者	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付又は振替口座簿記録事項に係る情報の提供	Target 保振サイトによる提供の場合 請求 1 件につき 500 円 ただし、CSV ファイルによる提供を併せて行う場合には、請求 1 件につき 500 円を加算する。
			書面による交付の場合 証明書 1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、送付 1 件につき、1,000 円を加算する。
	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	証明書 1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄情報照会画面の情報照会を行った発行者、機構加入者及び受託会社	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理データ又は銘柄情報照会データのダウンロードを行った発行者、機構加入者及び受託会社	データのダウンロード処理	1 件につき 100 円

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
決済未了処理手数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者	決済未了時の処理	非 D V P 決済の場合 1 件につき 50 円
			D V P 決済の場合 1 件につき 200 円
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該決済に係る買方機構加入者	決済未了時の処理	非 D V P 決済の場合 1 件につき 50 円
			D V P 決済の場合 1 件につき 200 円
	解約口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該銘柄の発行者	決済未了時の処理	非 D V P 決済の場合 1 件につき 50 円
			D V P 決済の場合 1 件につき 200 円
	解約口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消（解約）申請機構加入者	決済未了時の処理	非 D V P 決済の場合 1 件につき 50 円
償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る発行者	決済未了時の処理	非 D V P 決済の場合 1 件につき 50 円	
償還口に記録した銘柄の抹消が未了となっ	決済未了時の処理	非 D V P 決済の場合 1 件につき 50 円	

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
	た場合における当該決済に係る抹消（償還）申請機構加入者		

- (注) 1. 統合Web端末の全利用者に係るシステム接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を、当該月の営業日数で除した額とする。
2. ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続の全利用者に係るシステム接続料については、当該月に当該接続を行っていた営業日数に徴収料率を乗じた額を、当該月の営業日数で除した額とする。
3. 新規記録手数料（総発行残高管理手数料）の算出に用いる月中平均総発行残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの総口数に当該銘柄の1口当たり元本金額を乗じた金額の合計を当該月の営業日数で除した金額をいう。
4. 口座残高管理手数料の算出に用いる月中平均口座残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの口数に当該銘柄の1口当たり元本金額を乗じた金額の合計額を当該月の営業日数で除した金額をいう。
5. 口座残高管理手数料については、表の徴収料率中のただし書きの適用により月額が2万円とされる機構加入者が当該月に口座を開設又は廃止した者である場合には、2万円に口座を開設していた営業日数を乗じ、当該月の営業日数で除した額とする。
6. 決済未了処理手数料については、決済未了となった抹消（解約）又は抹消（償還）が償還日翌々営業日以降に再度繰越しとなった場合、繰越しの都度、決済未了手数料を徴収する。
7. 特例投資信託受益権についても、上記手数料の計算対象に含めるものとする。
8. 振替口座簿記録事項証明書については、同一日に同一の種類（内訳を含む。）の交付請求を行ったものを1通（Target 保振サイトによる提供は1件）とする。